

自 殺 と 法
—自殺対策基本法の成立を中心に—

亀 田 進 久

- ① 我が国では、平成12年に始まった「21世紀における国民健康づくり運動」で、2010年に自殺者数を22,000人に減らすという目標が初めて打ち出された。しかしそれは、あくまでも国民の健康増進運動の中で提示されたもので、本格的な自殺対策としては、平成14年末に自殺防止対策有識者懇談会が出した「自殺予防に向けての提言」が嚆矢となろう。また、過労自殺や過労死を巡る問題では、労災認定を巡る行政の指針とそれに対する司法の判断等により、指針の改善等が図られてきた。
- ② 平成17年2月、参議院厚生労働委員会で自殺予防の専門家3名を招いた意見聴取会が開かれ、5月には参議院議員会館でNPOを主体とした自殺対策シンポジウムが開催された。このような動きを背景に、7月には参議院厚生労働委員会で「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が議決され、その結果、自殺対策関係省庁連絡会議が組織され、政府による自殺総合対策が示され、実施されることとなった。
- ③ しかし国民サイドでは、自殺対策の法制化を求める署名運動が起き、また議員の側でも「自殺対策を考える議員有志の会」が結成され、自殺対策を法制化する動きが加速されていった。こうして、平成18年6月、自殺対策基本法が議員立法により成立したのである。本稿では、その一連の動きと自殺対策基本法の内容を紹介する
- ④ 政府は自殺対策基本法の成立を受け、自殺総合対策会議を開催し、自殺総合対策大綱案の策定に資するため、専門家による自殺総合対策の在り方検討会を設置した。同検討会は平成18年11月から同19年4月まで合計8回の会合を重ね、「総合的な自殺対策の推進に関する提言」を纏めた。これを受けて、政府は4月27日に自殺総合対策会議の第2回会合を開き、上記提言に基づく「自殺総合対策大綱（素案）」を決定し、これについて国民の意見を募集することとした。
- ⑤ 参考のために、「補論」として、自殺問題と関連の深い多重債務問題と児童生徒の自殺問題を取り上げた。前者については、平成18年12月に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したのを受けて、政府は多重債務者対策本部を設置した。同本部の決定により組織された有識者会議は、4月に意見の取り纏めを行ったが、それに基づく「多重債務問題改善プログラム」が平成19年4月20日に決定されたところである。後者については、児童生徒の自殺予防に向けた取り組みに関する検討会の第1次報告の内容と、平成18年後半に連鎖的に発生したいじめ自殺問題に対応するため設置された、子どもを守り育てる体制作りのための有識者会議による第1次の纏め等と、教育再生委員会の動きについて紹介した。

地方議会の公開と会議録をめぐって

大 山 英 久

- ① 国会は、憲法で、「両議院の会議を公開」し、「両議院は、会議の記録を保存し、公表し、且つ一般に頒布しなければならない」と定めており、地方議会は、地方自治法で、「議会の会議を公開」し、「会議録を作成する」ことを定めている。ここで規定している「会議」は、本会議をさしている。その会議録に関しては、地方議会では、国会のような公表や頒布が規定されていない。
- ② 委員会については、国会は、「議員の外傍聴を許さない（報道関係者等、委員長の許可を得たものは除く）」し、会議録も「印刷して各議員に配布する」としか規定していない。地方議会においては、委員会を「条例で置くことができる」と規定しただけで、具体的な対応は、委員会条例等によっている。
- ③ 委員会は、(ア)議員の数が多い本会議で審議すると、膨大な時間が必要になる、(イ)短い会期で多数の議案を審議するには、審査を分担し、それを本会議に報告するようにしないと審議しきれない、(ウ)よく知った少数の議員で審査したほうが正確で迅速である、(エ)本会議だけで審議しているとなかなか決着がつかない、(オ)傍聴人のいないところで自由に発言し懇談する必要がある、などのために設けられた、本会議に先立って審査する予備的機関であった。こうして、議案ごとに特別委員会が設置されたが、次第に、同様な議案は同一の委員会にまとめられるようになっていった。
- ④ そして、委員会は、あくまで本会議の予備会議であり、その報告は議院に提出されるなどのため、公開する必要がない、あるいは、公開しなくても弊害がない、と考えられた。しかし、現在では、制度上は公開でないが、実質的には公開と解釈される。
- ⑤ 地方議会においては、平成13年に施行された、いわゆる「情報公開法」を契機として、議会を執行機関とした情報公開条例の改定や制定、あるいは、議会独自の情報公開条例の制定が行われた。
- ⑥ 現在、すべての都道府県議会で、本会議の傍聴と会議録を公開している。委員会については、傍聴及び会議録の公開とも、対応が様々である。本会議の会議録は、現在、すべての都道府県で、インターネットで閲覧できるようになっており、委員会についても、提供が進んでいる。
- ⑦ 地方議会の会議録等の提供、議会の中継、広報、傍聴、情報公開状況等について、一覧にまとめてみた。

米国における政策金融
—連邦信用プログラムの構造と改革—

渡 瀬 義 男

- ① 我が国の財政投融资の改革に大きな影響を与えたのは、米国における1990年の連邦信用改革法である。それは、連邦信用プログラム（FCP）に含まれる国庫の将来負担（補助コスト）を予算上に明示することによって、議会による統制を強めようとする法律であった。本稿の目的は、FCPの構造と改革内容を歴史的に捉え直し、併せて残された課題を探ることにある。
- ② FCPにおいては、国庫を経由して政府機関に出資・融資され、または政府機関が国民から直接調達した資金が、各種の運用事業に融資される。これには、直接融資と融資保証の形態がある。また、政府機関以外に、政府後援企業もFCPを構成する。この政府後援企業は民間保有であるゆえ、統合予算には含まれない。しかし、FCPの一大要素として、その活動状況は予算書に詳しく記載される。
- ③ 1930年代の大恐慌を淵源とするFCPは、住宅、農業、中小企業、教育、輸出等の分野で広く展開されている。1970年代から急速に肥大化が進み、今日その残高は対GDP比50%弱、その新規貸付シェアは対信用市場比40%弱にまで高まっている。
- ④ 政府・議会は、1960年代後半からFCP統制に向けて模索を続けてきた。1974年議会予算法、1981年度信用予算、1985年財政均衡法（GRH法）等が、それぞれの時点における対応策である。80年代を通じては、識者もまた、FCPの実態分析だけでなく「補助コスト」をキーワードとして積極的な提言を行った。
- ⑤ 1990年の連邦信用改革法は、国庫の負うリスクとしての補助コストの概念と適用範囲、その計算法、予算計上の仕組み等を明定した。これによって、直接融資と融資保証とが初めて共通の土俵でコスト計算されるようになり、他の財政政策とのコスト・効率性比較が可能となった。
- ⑥ 改革の成果は、早速個別分野に現れた。教育分野では、補助コストの低い直接融資が優先されるようになり、農業分野では、新たな規制機関・措置が登場した。
- ⑦ しかし、この改革には、政府後援企業が対象外になるという難点のほかに、金利変動にさらされる補助コストの把握が難しく、その過程で行政府の権限拡大が進むなど、残された課題が少なくない。クリントン政権下の連邦予算全体の業績重視、ブッシュ政権下の大統領管理アジェンダなどは、課題解決への手法であるが、その成果はまだ限られている。実際に、住宅分野の政府後援企業では新たな問題も生じており、政府・議会が試されているといえよう。

諸外国の多選制限の歴史

三 輪 和 宏

- ① 近年、我が国では、地方公共団体の長が、汚職等で逮捕される事件が相次いだ。これに伴い、不祥事の原因の1つは、地方公共団体の長が多選を重ねたことにあったのではないかという議論がなされている。本稿では、諸外国の多選制限の歴史を概観することにより、多選制限の採用の要因、多選制限の理念と態様（何期まで可能とするか等）、多選制限に反対する動きなどを明らかにする。
- ② 多選制限の歴史的淵源は、しばしば、古代ギリシャのアテネ、古代の共和政ローマに求められる。アテネの多選制限は、市民の政治・行政への直接参加（直接民主政）から要請される制度だった。また、共和政ローマの多選制限は、専制的行為の抑制の手段として採用された。このギリシャ・ローマの多選制限の考え方は、現代の多選制限の考え方の原型とも呼べるものである。
- ③ 中世・近世では、イタリアの自治都市に多選制限の事例を見ることができる。例えば、ヴェネツィア・フィレンツェでは、連続した任期での再選を禁じる制度があった。近代では、アメリカ合衆国、中南米諸国で多選制限が見られた。アメリカ連邦憲法制定時には、大統領や連邦議会議員の多選制限が議論されたが、採用はされなかった。一方、アメリカには建国初期から州知事が多選制限を設ける州もあった。19世紀に入ると、中南米諸国が、相次いで独立した。これらの諸国は、大統領制を採用することが多く、そのうち何カ国かは大統領の多選制限を憲法に規定した。
- ④ 現代では、新興独立諸国（アジア・アフリカ諸国等）、権力の濫用を歴史的に経験した諸国（メキシコ、ドイツ、韓国、フィリピン等）に多選制限が見られる。いずれも、権力濫用の抑制が目的だった。また、大統領職等に強い権限を与えるのと同時に、権力濫用の歯止めとして多選制限を設けた事例もある（ロシア、イタリア）。アメリカの大統領の3選禁止（1951年）は、最も著名な事例であるが、やはり権力濫用の抑制が法制化の主たる理由であった。一方、アメリカでは、1990年代前半に多選制限運動が高揚した。この運動は、理念として、職業政治家に代わる「市民による政治」を掲げた。
- ⑤ 多選制限が法制化されても、永続するとは限らず、緩和又は廃止される場合がある。その理由は、a. 現職の者や前職・元職の者が、政治的な野心から多選を希望する、b. 政治・行政上の改革の継続のため継続就任が求められる、c. 裁判所が多選制限に対して違憲判決を出した等である。中南米諸国・アフリカ諸国で大統領の多選制限規定が緩和・廃止された事例、アメリカで連邦議会議員の多選制限が連邦最高裁により違憲とされた事例等が挙げられる。

冷戦後のNATOのパートナーシップ政策の発展

—日本とNATOの協力拡大を見据えて—

福 田 毅

- ① NATOは2006年11月のリガ・サミットで、日・韓・豪・ニュージーランドを想定した「コンタクト諸国」との協力を強化することに合意した。この合意を受け、2007年1月にNATO本部を訪問した安倍首相は、日本とNATOの協力強化を訴えた。本稿では、このような動きを踏まえ、NATOのパートナーシップ政策の概要と目的、アジア太平洋諸国とNATOの接近、NATOと協力する上での日本の課題等を考察する。
- ② NATOのパートナーシップ政策の真髄は、各種の実践的協力プログラムにある。例えば、平和のためのパートナーシップ (PfP) の枠組みでは、2005年だけで1,000種類以上のプログラム（セミナーや共同演習等）が実施されている。パートナーシップの最終目標は欧州における安定地域の拡大であり、具体的には、(1)信頼醸成、(2)パートナー諸国の国内改革の推進、(3)パートナー諸国との共同作戦遂行能力向上が目指されている。
- ③ 1991年に創設された北大西洋協力理事会 (NACC) は、単なる協議体に過ぎなかった。そこで、NATOは、1994年にPfPを創設し、上記のような実践的プログラムを実施するようになった。PfPは、パートナー諸国の国内改革を促進し、NATO主導の軍事作戦へのパートナー諸国の貢献を拡大する上で、非常に効果があった。
- ④ NATOは中東諸国ともパートナー関係を構築しているが、両者の間には依然として相互不信が存在する。ただし、対テロ戦開始以降は、中東諸国とのパートナーシップの重要性が増大している。現在、NATOは、国境警備や小型武器の取り締まりといったテロ対策で中東諸国との協力を拡大している。また、NATOは、PfPで行われている共同演習等にも参加するよう中東諸国に促している。
- ⑤ 2004年頃から、NATOはアジア太平洋諸国に接近し始めた。これは、NATOの活動範囲が地理的に拡大し、アジア太平洋諸国と協力する機会が増えたためである。NATOは、PfP等で行われている既存の協力モデルをアジア太平洋諸国との間にも導入し、NATOの作戦に対するアジア太平洋諸国の貢献を拡大しようと考えている。ただし、アジア太平洋諸国との関係強化については、NATO諸国内に慎重な見解も存在する。
- ⑥ 日本から見た場合、NATOとの協力の利点は、外交的な影響力とオプションの拡大や、国際平和協力活動におけるNATO諸国との連携円滑化等にある。しかし、日本がNATOと実践的協力を拡大するに当たっては、障害も存在する。現在の政府の憲法解釈では、自衛隊は海外で戦闘任務を実施することはできないし、国際的な共同演習の参加にも制約が課されてしまう可能性がある。また、自衛隊は、語学も含めNATO諸国とのインターオペラビリティ向上に取り組まなければならない。しかし、NATOとの交流・協力は、今後の日本の国際平和協力を考える上でも、よい刺激となり得るであろう。